

事務連絡  
令和5年1月27日

全国中小企業団体中央会 御中

厚生労働省社会・援護局  
地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活困窮者の就労訓練事業の活用促進等に関する周知への  
御協力について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「生活困窮者自立支援法」は、生活保護に至る前の段階の生活困窮者への支援を抜本的に強化することを目的として平成27年4月から施行され、同法に基づき、全国の福祉事務所設置自治体において生活困窮者の自立促進のための各種事業が実施されています。

その事業の一つとして、一般就労に就く上では柔軟な働き方をする必要のある者を受け入れ、その状況に応じて就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を実施する「就労訓練事業」があります。

この就労訓練事業を活用し、企業が生活困窮者を受け入れることにより、地域社会・経済を維持・活性化できるとともに、SDGsの目標の一つである「1 貧困をなくそう」や「8 働きがいも 経済成長も」などの取組にも資するものと考えられます。

また、生活困窮世帯の子どもに対しては、貧困の連鎖防止のため、学習支援のほか進路選択等に関する相談等の支援を実施する「子どもの学習・生活支援事業」を実施しています。自治体の中では職業体験や体験学習等が実施されている例もあり、こうした取組に御協力いただくことも、「1 貧困をなくそう」などの取組に資するものと考えられます。

生活困窮者自立支援制度、「就労訓練事業」、「子どもの学習・生活支援事業」

等の具体的な内容については下記に記載しておりますので、これらの内容について御了知の上、貴会会員に対する周知に御協力いただくとともに、就労訓練事業の活用促進等を御検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 記

### 第1 生活困窮者自立支援制度の概要（参考1参照）

生活困窮者自立支援制度は、我が国の経済社会の構造的変化を踏まえ、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行うものです。

全国の福祉事務所設置自治体（令和4年4月現在、906自治体）が実施主体となり、必須事業として、「自立相談支援事業」（自立相談支援機関における相談支援の実施）、「住居確保給付金の支給」を、任意事業として「就労準備支援事業」、「一時生活支援事業」、「家計改善支援事業」、「子どもの学習・生活支援事業」等を実施しています。

### 第2 「就労訓練事業」の実施について（参考2参照）

#### 1 事業の概要

生活困窮者自立支援制度においては、生活困窮者が就労に関し抱える課題が多様であることに鑑み、「就労準備支援事業」、「就労訓練事業」など法に基づく事業等を行うほか、適切な役割分担のもと、ハローワークなど地域の様々な主体がチームとして支援を実施し、生活困窮者が着実にステップアップできる体制を構築しています。

就労訓練事業では、一般就労に就く上で、まずは柔軟な働き方をする必要のある生活困窮者を企業が受け入れ、本人の状況に応じて、適切な配慮の下、就労の機会を提供しつつ、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を行ってまいります。就労訓練事業を実施するに当たっては、事業所の所在地を管轄する都道府県知事等の認定を受けることが必要です。

就労訓練事業の普及や生活困窮者の自立を通じて、地域のニーズを満たすことや、労働力人口が減少する中で地域社会・経済を維持・活性化することを目指しています。

#### （1）就労訓練事業について

自立相談支援機関（生活困窮者自立支援法に基づき自治体やその委託業者が運営）のあっせんに応じて、就労に困難を抱える生活困窮者を受け

入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業です。

## (2) 利用者について

利用者は、雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する形態（非雇用型）、雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う形態（雇用型）のいずれかで就労を行います。

どちらの場合も、本人の状況に合わせてステップアップしていき、最終的には一般就労（企業や事業所等において、一般の従業員と同じ働き方をすること）につなげることが目標です。

## 【参考】SDGsの取組としての就労訓練事業の事例

### (1) A社（建設業）

公共インフラ工事で地域の安全を支えるとともに、積極的にSDGsの目標を事業の中に取り込み推進し、地域社会の課題と共生することで、企業の信頼性の向上と同時に従業員のやりがい・幸福を追求している。

SDGsの目標である「1 貧困をなくそう」「10 人や国の不平等をなくそう」を実現するための取組として、生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の取組を挙げている。

就労訓練事業所として、生活困窮者の就労を支援するなかで、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進めている。生活困窮者の受け入れに当たっては、自立相談支援機関と連携し、利用者の特性に配慮しながら、利用者の希望を確認したうえで、従事する仕事を準備しており（建設業であるが、事務職で受け入れる場合もある）、概ね2か月の受け入れ期間としている。具体的な助言や振り返りを行うなど、利用者が安心して業務を行えるよう配慮している。

### (2) B社（社会福祉法人）

「地域とともに持続可能な笑顔あふれる社会の実現に貢献したい」との思いから、SDGsの浸透を促すとともに、多様な主体の連携・協働関係を構築するなど、「誰一人として取り残さない」多様性、包摂性のある社会の実現に向け取り組んでいる。

SDGsの目標の一つである「1 貧困をなくそう」を実現するための取組として、生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の取組を挙げている。

長期離職者、ニートやひきこもり、心身に課題があるなどにより、直ちに一般就労が難しい、又は就労に困難を抱える生活困窮者に対し、職場体験実習や就労の機会等の提供を通じて、社会復帰に向けた就労訓練事業の支援を

実施している。

## 2 認定就労訓練事業者に対する支援

認定就労訓練事業者に対する支援として、以下を実施しています。

- 認定就労訓練事業を実施する事業者に対する立ち上げ時の初度経費の補助
- 地方自治体が認定就労訓練事業所から物品を買い入れる場合等の随意契約の取扱い（優先発注）

※就労訓練実施後、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる場合に事業主に対する助成（特定求職者雇用開発助成金）。

※社会福祉事業として、認定就労訓練事業を行う事業者には、税制上の措置を実施。

## 3 就労訓練事業の認定手続

就労訓練事業を行うに当たっては、事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事（事業所が指定都市及び中核市に所在する場合は市長）の認定を受けることが必要です。認定の申請を行う際は、申請書に所定の書類を添付して自治体に提出します。申請の詳細は自治体の生活困窮者自立支援制度担当までお問い合わせください。

### （1）申請

就労訓練事業の認定を受けようとする者は、「生活困窮者就労訓練事業認定申請書」に、（2）の書類を添えて管轄都道府県等に提出。

### （2）申請に添付する書類

- ・ 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
- ・ 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表や収支計算書などの法人の財政的基盤に関する書類
- ・ 就労訓練事業を行う者の役員名簿
- ・ 誓約書
- ・ その他管轄都道府県知事等が必要と認める書類

## <資料1> 就労訓練事業リーフレット

生活困窮者のための就労訓練事業を考えてみませんか？

[https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/syuro\\_pamph.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/syuro_pamph.pdf)

## ＜資料 2＞問い合わせ先一覧

自治体の生活困窮者自立支援制度担当部署の一覧をご参照ください。

### 4 就労訓練事業の活用促進について

就労訓練事業では、就労に関して課題を抱える生活困窮者が、一般就労に向けステップアップできるよう支援しており、実施に当たっては生活困窮者を受け入れ、就労の機会を提供していただける民間企業等の御理解と御協力が必要です。まずは、就労訓練事業の認定取得について御検討いただくとともに、自治体等から就労訓練事業による生活困窮者の受入れについて依頼があった際には前向きな御対応をお願いします。

## 第3 子ども学習・生活支援事業者との連携について（参考3参照）

「子どもの学習・生活支援事業」は、貧困の連鎖防止のため、主に生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援、居場所づくり、日常生活の支援、進路選択等の教育・就労に関する相談等の支援を実施し、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援に取り組んでおり、SDGsの目標の一つである「1 貧困をなくそう」を実現する取組の一つです。

本事業では子どもが将来を考えるきっかけとなる職業体験や体験学習等も実施しており、実施に当たっては、民間企業含めた様々な関係者との連携が重要です。そのため、こうした取組につき、本事業を実施している自治体、社会福祉法人、NPO 法人等の事業者から協力依頼があった際には、連携について前向きな御検討をお願いします。

なお、地域における「子どもの学習・生活支援事業」の実施状況等については、自治体の生活困窮者自立支援制度担当までお問い合わせください。

（添付資料）

資料 1 就労訓練事業リーフレット

資料 2 問い合わせ先一覧

参考 1 生活困窮者自立支援制度の概要

参考 2 生活困窮者に対する就労支援

参考 3 子どもの学習・生活支援事業